

## 第23回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年6月28日（金）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

## 第23回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年6月28日（金）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 宍戸幸男、池亀宏、苅部嘉也、田中光男、  
橋本隆男、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、森安一、三田浩司、高  
橋良治、山崎節彌、真鍋よしゆき、岡本のぶ子、菅沼つとむ

欠席の委員：田中宏和、永井潔、渡邊武彦、佐藤治雄

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主  
事 関智秋

午後 2 時59分開会

○事務局 定刻前ですが、ただいまより第23回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。

(資料確認、会長あいさつ)

○高橋会長 議事に入ります前に、本日の欠席は、佐藤治雄委員、永井潔委員、田中宏和委員、渡邊武彦委員です。また、真鍋よしゆき委員と田中光男委員が途中で退席されるということになっておるようです。ですが、出席は過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名議員ですが、菅沼つとむ委員と橋本隆男委員、よろしく願いいたします。

そして、岡本のぶ子さんが今回、農業委員になられます。一言ご挨拶をよろしく願いいたします。

○岡本委員 (自己紹介)

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、まず1点目、別段の面積を定める設定区域についてを協議いたします。

○事務局 補足させていただいてもよろしいでしょうか。本日、早退される委員もいらっしゃいますので、第3号議案のその他の事項の内、農地法第3条第2項第5号の別段の面積について先に審議をさせていただきたいと考えております。その後に、先般からお話のあります市民農園の現状報告をさせていただきましてから、第1号議案に戻りまして、そこから次第どおりに進めて通常どおりの流れでいきたいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。では、会長から今お話がありましたとおり、別段の面積につきまして審議を先にしていただきたいと思います。

別段の面積につきましては、1点目は、面積を定める設定区域を世田谷区全域にしております。それを変更するか、そのままとするのかということ。2点目につきましては、現在30aと設定しております下限面積について修正する必要があるかどうかということについて、皆さんにご審議いただきたいと思います。例年、座席順に皆さんに意見を発表していただいておりますので、恐れ入りますけれども、池亀委員から時計回りに回っていただきまして、菅沼委員まで皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいた

します。

○高橋会長 それでは、よろしくお願いいたします。

○池亀委員 私の個人的な意見としては、今30 aのところを20 aにしてもいいのではないかと思います。

○高橋会長 区域は世田谷区全域ですか。

○池亀委員 全域で。

○荻部委員 私も区域的には世田谷区全域、このままでいいと思うんですが、下限面積をちょっと下げてもいいのかなと思います。

○田中（光）委員 世田谷区全域で、今までどおり30 aでいいと思います。

○橋本委員 私も世田谷区全域ということで、30 aより少し下げてもいいかなと私も思います。

○山崎（義）委員 私も世田谷区全域で、下限面積だけが20 aか15 aぐらいまで落としていいんじゃないかと思っています。これは、現実には相続を2回もやると20 aぐらいになってしまいます。結構あったんですが、畑じゃないところも持っていながら、大体2反ぐらいしか残らないというのが岡本あたりの大体の雰囲気です。ですので、15 aから20 aという形です。

○高橋（敏）委員 全域で、30 aで。

○佐藤（満）委員 区域を修正する必要があるかということについてはないと考え、世田谷区全域という現状維持で、下限面積も現状の30 aということで今のところいいんじゃないかなと私は思います。

○上野委員 区域は、やはり変に特定しないで全域でいいと思います。それと、とりあえず今は30 aでいいと思います。ただ、これもこれからだんだん年月を経て、不都合が生じるようだったらその都度見直すのでいいので、今現在は30 aでいいと思います。

○森委員 私も世田谷区全域で、30 aでいいと思います。

○三田委員 私は、区域は世田谷区全域で、そして、下限面積はやっぱり相続等の現状に合わせて20 aにすべきと考えます。

○高橋（良）委員 私は、区域については世田谷区全域ということで、それから、下限面積は本当は20 aにしたいと思っております。

○山崎（節）委員 区域につきましては、現状の世田谷区全域、それから、下限面積につきましても現状でいいのではないかと思います。

○岡本委員 今日初めての参加で全体的なことはよく分かりませんが、世田谷全域ということで区域についてはよろしいかと思うんですが、下限面積については、30 a を決めた時期と現在に大きな差が生じているのかどうかということが一番重要とっておりますので、その上での適切な判断がいいかと思っております。それほど変化がないのであれば30 a のままでもよろしいのかなと思っております。

○真鍋委員 世田谷区全域で、30 a の件につきましては、資料の一番最後のところにあるように、農業委員会でも3,000㎡に満たないところの所有権の移転があったときに、法令第2条第3項第1号とか第3号とかで何回か耕作するからこれをクリアするだとかいろいろあったような気がするんですよ。だから、30 a のままでも、こういう政令があるのでそれを活用するという支障がないならとも思うんですが、もうそういうふうにするぐらいであるならば、現状から考えて下限面積を下げてもいいんじゃないかなとも思うんです。ですから、ここのメンバーの中で下げた方がいいんじゃないかという方が多ければ、それに決めてもらい、30 a のままだいいんじゃないかとなれば今までのこの法令を使うというので、私としてはどっちにもなるなと思いつつながら、皆さんが下げるといふ方が多数であるなら下げてもいいんじゃないかな、逆だったら今までみたいな形の手法なのかなというのが考えです。

以上です。

○菅沼委員 世田谷全域ということでお願いしたいと思っております。それから、面積については30 a を下げてもいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○高橋会長 事務局に説明をお願いしたいんですが、皆さんは30 a を下げろとは言っていますけれども、ほとんどの人が幾つとは言っていないですね。なので、どこまで下げられるのか、説明をもう1回していただきたいんです。

○事務局 30 a を下げる場合については、10 a ごとに下げることになりますので、20 a か10 a になるというのがまず前提としてございます。また、設定しようとする面積未達の農地を耕作の事業に供している者の数が農地を耕作の事業に供している者の総数の100分の40を下回らないように算定するという基準もございます。農家基本調査のデータから申し上げますと、40%を超えるというところで言いますと20 a が設定されます。現行のままで言えば30 a なんですけれども、その場合は農林業センサスのデータに基づいて、農業経営体戸数の40%を下回らない数値として導き出される場所です。ということなの

で、下げるとしますと20 a になります。

簡単ですけれども、事務局からの説明でございます。

○高橋会長 ということでございますので、下げるとすると20 a までということです。

○事務局 今日欠席の4名の委員からも、30 a の下限面積と設定区域のことについてご意見を頂戴しております、参考までにご紹介させていただきます。今日ご欠席の皆様につきましては、区域については全域ということと、面積については30 a の現行のままでよろしいのではないかと意見をいただいております。皆さん同じ意見でございます。補足させていただきますので、それも合わせてご審議いただければと思います。

○高橋会長 それでは、決をとりたいと思います。

現行の30 a のままでよいと思う方は挙手願います。

(7人挙手)

○高橋会長 では、20 a に変更した方がよいと思う方は挙手願います。

(7人挙手)

○高橋会長 今のところ7名7名で同数なんですが、欠席されている方が4名です。全部30 a ですか。

○事務局 欠席されている方は30 a というご意見ですが、ただ、出席者の過半数で決めます。同数の場合は…。

○菅沼委員 会長職務代理者の判断の1票で決まる。会長は同点じゃない限りは参与できない。

○宍戸会長職務代理者 私が決めるんですか。

○高橋会長 会長職務代理者がどっちにするか。

○宍戸会長職務代理者 では、私の判断は、世田谷区全域は一緒に、30 a でお願いいたします。

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、現行の30 a のままといたします。

それと、世田谷区全域ということで決めさせていただきます。ありがとうございます。

では次に、先日のお話で、市民農園について、現状の情報を共有したいと思いますので、事務局より報告をお願いします。よろしくをお願いします。

○事務局 では、事務局よりご報告させていただきます。資料につきましては、No.13、市民農園の現状についてというものと、2枚目が平面図になります。

1から説明させていただきますと、まず1点目としまして、現地視察の状況についてご

説明させていただきます。6月中旬に、事務局3名と、あとは高橋会長と管轄の農業委員でいらっしゃいます佐藤満秀委員とで、借受人立ち会いのもと現地視察を行いました。ビニールハウスを農具置き場として使用しておりまして、道具は整理整頓されている状況でございました。年間の作付メニューを開設者が作成しておりまして、ほとんどの利用者の方がそのメニューどおりに作物を作っているということがありまして、整然とした印象を受けました。残渣置き場が農園の中に2カ所あり、また、通路には防草シートが敷かれておりまして、見た目は非常にきれいな様子でありました。問題のトイレにつきましては、農園の端に設置してありまして、くみ取り式としておりまして。週に4日程度勤務する管理人さん、栽培サポートですとか農園の巡回ですとか農地管理を行うスタッフになりますけれども、この方が小まめに清掃しているとのことで、特段問題はなさそうな状況に見えました。トイレの件も含めまして、近隣住民の方から苦情は一切ないということを担当の方より聞いております。

2点目、税務署の見解になります。管轄の税務署に問い合わせをしたところ、現時点で回答できる状況にはありませんというところで、東京都農業会議等を通じて上級庁に問い合わせしてほしいという回答がございました。念のため、世田谷区に3つある税務署の内、他の税務署にも聞いてみたのですが、同様の回答でございました。

これと並行しまして、東京都農業会議にも問い合わせをしました。3点目になりますが、相続税納税猶予制度の適用地にトイレ等の設置が認められるか否かについて明確な見解を示すように税務当局に改めて働きかけをしていくというところでもございました。2点目と3点目については東京都農業会議と国税局でやりとりがあったようで、管轄の税務署から追って連絡をするという回答を得ております。

4点目、農水省との意見交換というところで、こちらはまだ予定になりますが、7月2日に農水省の市民農園の担当の方と事務局とで意見交換を行うことが決まっております。こちらの話し合いの場で、この問題等について意見を聞くとともに、明確な見解を出すように税務当局への働きかけをお願いする予定でおります。

農水省では、昨年9月に貸借円滑化法が施行されたことによりまして、現場での声を集めるというところで、各市区町村へのヒアリング調査を進めていると伺っています。現場の困り事ですとか課題ですとか、そういった声を集めて、例えばQアンドAを作成する材料にしたいというのを伺っております。こちらは今は電話等でのやりとりしかしていない状況にはなりますけれども、その中で実際にこういう問題で毎回農業委員会で問題になっ

ています、ちょっと困り事があるんですとお話をしたところ、現地についても、それではその日に視察に行きますと伺っていますので、この意見交換の後に、市民農園の方にもこの農水省の担当者の方と行く予定であります。また進捗があれば、例えばほかの税務署との回答等も含めまして皆様に総会の場で情報を提供していくという形で、現時点ではなかなかすぐに回答が出せないという相手方のこともございますので、引き続きこの問題について整理して話を進めていきたいと考えておるところです。

事務局からは以上になります。

○高橋会長 ありがとうございます。佐藤満秀委員、一緒に行っていただいております。お疲れさまでした。補足説明はございますか。

○佐藤（満）委員 かなり重複してしまうような報告内容になってしまうと思うんですが、私も同席させていただいたので報告させていただきます。

調査対象は貸付人の所有農地で、借受人が管理されている市民農園ということで、現地調査を行いました。6月19日午後2時から、事務局3名及び農業委員会会長の高橋昌規会長と私、佐藤の5名及び借受人側の担当1名の合計6名で確認を実施いたしました。

市民農園の管理農園は、肥培管理はもとより、全体的には整然と管理されておりまして、問題点は特に見当たらなかったというのが感想であります。水道設備とか簡易トイレとか農具保管施設、あと残渣の廃棄ボックス——廃棄ボックスといっても金物とかではなくて、ベニヤのコンパネで囲ってある簡単なものでした——が設置されていました。

開園に当たって、事前の報告どおりの状況で、現時点においても特に附帯施設、設備等の新設、増設はないという形で、約束事は守られているような状態でした。現状では多少の空きスペースはあるものの、ほとんどが埋まっているという状態で、近隣とのトラブルもなく、また、利用者からの苦情もないといった、うまく運営されているという報告を借受人担当から受けました。

ほとんど重複してしまっていて、簡単な基本的なものですけれども、報告とさせていただきます。

○高橋会長 ありがとうございます。

この件につきましては、引き続き事務局を中心として情報の整理をお願いしたいと思っております。ですから、とりあえず本日は意見交換なしで終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山崎（節）委員 これはかなりの数なんですが、利用者がほとんど埋まっている状況な



んですか。

○佐藤（満）委員 3分の1まではいかないですけれども、ちょっと空きの状態があると。ただ、ここは、利用希望者を期限を決めて募集している訳ではなくて、いつでも随時対応できるというような募集、対応があるということで、希望的観測なんでしょうけれども、借受人の方ではもうほとんど埋まってしまうんじゃないかということを言われました。

○山崎（節）委員 借受人は首都圏一円にいっぱい持っているようなんですが、結構値段が高いので、だんだんこういうのが増えていって、利用者数が少なくなりますと、管理が非常におろそかになるのではなかろうかと思います。そうなった場合、緑地法なりそういうものに照らしていかがかないという状況が出る可能性が高いのですが、そうなった場合、農業委員会としてどういう対応、指導をしていくのかということも今後の課題としてあるのではないかと思います。

○事務局 そういった課題については認識をすることが1点あるのと、区も貸付協定の内容を見ているので、まずは貸している所有者の方に管理上どうなのかということもお話をしようと思いますし、借受人の方にもきちんと管理するようにお声をするといった働きかけはできるのかなと考えております。

○山崎（節）委員 いずれにしても、どんどんこういうものが増えてきますので、全部が埋まるという状況がなくなった場合、企業ですので、利益が上がらなくなりますので、そのとき借受人がどういう対応をするかという問題を十分注視していかなければいけない問題だと思っています。

○高橋会長 これからも農地パトロールがありますので、その中で監視していければと思っております。

○山崎（義）委員 前回、私は見に行ったんですが、2回見るのは会長だけだと思うんです。あれから変化したんですか、しないんですか。税務署の見解は分かりました。ただ、全体としては、前と全く同じままですか。

○高橋会長 まず、前に比べると借りている人たちがかなり増えまして、トイレの位置も、前は水洗になっていたのを、水洗じゃないトイレを動かせるようにあって、位置が変わりました。それ以外はほとんど同じです。

○山崎（義）委員 税務署がまだ見解を出していないということですね。機械もあのままということですね。分かりました。

○高橋会長 これは今後、事務局にしっかり調査並びに精査していただいて、農水省との

話し合いもあるようですから、徐々に話を進めていければと思っています。そんなところでよろしいですか。

○高橋（良）委員 今の話で、トイレだけが水洗だったのがとりあえずくみ取り式に変わったと。結局まだ何にも税務署としての見解が出ていないという状況ですね。その状況で変えたというのは、自ら変えたということなんですか。

○高橋会長 こちらで変えなさいと言ったからです。

○高橋（良）委員 こちらが言ったのに対して向こうがとりあえず水洗からくみ取り式という形に。

○高橋会長 トイレは何とかしましょうと言いました。

○高橋（良）委員 では、それは何の結論も出ていないけれども、言ったから、とりあえず水洗から普通のくみ取りにしてみようという形になったということなんですね。では、その辺のあとの結論については税務署待ちということですか。

○事務局 今後、引き続きこちらとしても働きかけて、調べていきたいと思います。

○高橋会長 引き続き精査していただきます。

○池亀委員 そのお返事というのは、直接来るのではなくて、国税局が所轄の税務署に連絡を入れるということなんですか。

○事務局 聞いている話では、管轄の税務署から世田谷区の農業委員会事務局に連絡を入れるということですので、まずは税務署と国税局での話し合い、すり合わせをやってから、見解が出た段階で税務署からこちらの農業委員会事務局に来るという流れと思います。

○池亀委員 でも、聞いたのは、農業会議所の人間が国税局にどうなんですかということに聞いた訳ですよ。

○事務局 そうですね。働きかけをしました。その後に国税局から管轄の税務署に連絡がありまして、管轄の税務署から農業委員会事務局に連絡がありまして、まだ見解として確かなものは出せないの、返事を待っているというところです。一旦は税務署ともこちらはやりとりはしているというところです。

○池亀委員 ただ、経営だとかトイレも、周りからの苦情云々というのも大事な話なんですけれども、農業委員会として一番大事なものは、これが納税猶予に乗れるのであれば、今まで納税猶予に乗っていて、物置はだめですよ、耕運機を入れる小屋もだめですよとなっているのがおかしいじゃないかというのが、回っている農家の人たちの意見なんです。そこがポイントであって、要するにこれがオーケーということであれば、今言った物置だと

か、耕運機を入れる小屋だとか、資材を置いておいてあるどうのこうののだとか、それを納税猶予の方でも認めてもらわなければ、どう見ても話がおかしいでしょう。農水省が進めて、その円滑化法が通った、だから農水省はそういう意見を当然言うでしょう。市民農園を増やすために円滑化法を通した訳だから。

ただ、それに伴って、生産緑地法だとか納税猶予制度の法律がある訳だから、これがよくて、前にも言いましたけれども、一生懸命農家をやっている人が、今言った資材の小屋の部分だけ宅地で外しなさいというのであれば、これだって、トイレにしたって、物置や何かだって、ビニールハウスを農機具置き場にしている訳でしょう。

ビニールハウスを認めているというのは、その中で作物を作っているからビニールハウスを認めてくれているのであって、農機具の置き場じゃ、作物は作っていない訳だから、その部分はだめですよ。

○菅沼委員 これからでしょうね。

○池亀委員 こっちの納税猶予制度も、市民農園も、見解を一緒にしてもらうように働きかけをしてもらわないと。そこを要するに上部の農業会議の方にでも強く押して……。

○事務局 まずは、今、問題にずっとなっていたのがトイレの問題が1つ強くありましたので、そこから話は進めているところなんですけれども、今、池亀委員がおっしゃられたように、では他の物置小屋はどうなんですとかというのは当然出てくる話だと思いますので、それは問題もありますよというところを、今度の話し合いのときもそうですし、これからはどうなのかというのは整理をしていきたいと考えております。

○山崎（義）委員 今のはおっしゃるとおりだと思うんですよ。畑の前にあれだけのスペースがあって、水洗い場があり、トイレがあり、ハウスがあって、休憩所がある。そのスペースは広場ですよ。それで畑になっている訳だから。それをオーケーしたら、池亀委員がおっしゃるとおりですよ。僕も本当に同じ意見です。もう少しはっきりさせないと思います。

○池亀委員 これから納税猶予制度に乗りたいたってその土地を見に行ったときに、今言ったような事案があったときに、私らだって何も言えないですよ。ここはだめですよ、ここは宅地で外して下さい、水道の洗い場だとか、農機具、耕運機が入っている小屋だとか云々のところは納税猶予制度に乗れないからという見解を出していいのか悪いのか。納税猶予に乗りたいた人は、では納税猶予適用地における市民農園ってどうなっているの、あれは納税猶予制度でしょう、何で自分はいけないのと当然言われますよね。私たちが見に

行ったときに、要するに判断、選択はどうすればいいんですか。

○事務局 それは聞いてみないことには分からないというところなんです。我々は判断ができないですし、結局、現地視察に行ったときに同じような疑問は抱いているんです。現場の声としては、こういうようなところで疑問点がありますので、きちんとした見解を出していただきたいと働きかけていくしかないのかなと思っています。

○池亀委員 今まではそうなんですよ。今まではだめだったんだから、私たちはこれはだめですよと言えたんですよ。通らない可能性が高いですよということは言えた訳ですよ。これから納税猶予制度に乗りたいという確認が、どこの地区でもそうなんだけれども、出てきたときにどうすればいいんですかとお聞きしているんです。

○事務局 それについては、繰り返しになりますけれども、農業委員、東京都農業会議の中でこういった話が出ているということ、粘り強く税務署とか国税局の方にも働きかけて、それについてできるだけそういった回答を引き出すと。ある程度向こうから回答がないと、委員のおっしゃったとおり、判断ができないというところではありますので。

○池亀委員 そうすると、私は農業委員をやらせてもらっていますけれども、その判断は私の立場で出せないですよ。

○高橋会長 うんと時間がかかるとは思っていないので、もう少し時間を下さい。

○池亀委員 この問題というのは、世田谷の農業では去年の何がしから出てきた問題だけれども、他の自治体〇〇だとか〇〇だとかはもっと前からやっているんですよ。

○高橋会長 納税猶予の場所は私の近くのところにも2件ぐらいありますし、〇〇にも1カ所あります。

○池亀委員 だから、そのやっているときから見ると、もうかなりの時間はたっているんですよ。1年やそこらの話じゃないから。

○高橋会長 こっちは生産緑地ですが、納税猶予地じゃないんですが、あります。一応、体験農園として認可がおりています。

○池亀委員 だから、納税猶予制度に乗っていない事案は、いいとは言わないけれど…。

○高橋会長 よくはないんですが、今、私が言ったところは生産緑地だけで、納税猶予に乗っているところじゃないんです。納税猶予のところについては、今、懸命に事務局も勉強ないしは調べたりしていますので、もう少し時間を下さい。次の農業委員会のときにはもうちょっと新しいお答えができると思います。

○池亀委員 〇〇だとかほかの地区の同じような立場のセクションとも連携をとってもら

って、そちらの方の情報もいただきたいと思います。向こうの方が古いはずですよ。

○高橋会長 問題が起きているところは〇〇もありますし、〇〇は結構いろいろ問題がやっぱり起きているみたいですので、管轄の農業委員会とも連絡をとっていただいて、できるだけ情報収集をしていただいて。

○事務局 同じような悩みを抱えている他の自治体もありますので、その辺を情報共有しながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○菅沼委員 来月、お待ちしております。

○高橋会長 そんなところでよろしいですか。それでは、市民農園の件については終わります。

それでは、ここからは次第4の議案の審議の(1)第1号議案に戻ります。そして進行していきたいと思います。

(1)の第1号議案はございません。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はなく、農地法第5条は4件となっております。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1-1をご覧ください。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-5-1。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.1-2でございまして。

受付番号31-5-2。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.1-3に移らせていただきます。

受付番号31-5-3。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただきまして、資料No.1-4に移らせていただきます。

受付番号31-5-4。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長 この件について質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが4件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。4件ございますので、順に審議いたします。

では、まず1件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました佐藤治雄委員は本日欠席されていますので事務局より結果の代読をお願いいたします。

○事務局 佐藤治雄委員が本日欠席されていますので、調査結果をいただいておりますので事務局から代読させていただきます。

6月21日、事務局2名と現地調査に行きました。立会人は〇〇さんです。畑の管理は、〇〇さんが高齢のため、〇〇さんの指導のもと〇〇さんが主に行っているとのこと。〇〇と〇〇の畑ではウメの木が植えられており、とれたウメは庭先販売をしているそうです。調査時点においては、ウメの木については手入れが必要と思われました。もう一方の畑については、サツキが全面に植えられており、買い手が来たら売っているそうです。サツキについても手入れをした方がよいと助言をしました。ウメの木の畑もサツキ畑も草は整理してありました。

以上で代読を終わります。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ご意見もございませんか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

ます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、事務局から説明願います。

○事務局 2件目を事務局から説明させていただきます。お手元の資料No. 2-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました佐藤治雄委員ですが、欠席されておりますので、事務局から調査結果の報告の代読をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から調査結果の代読をさせていただきます。

6月21日、事務局2名と現地調査に行き、ご本人からお話を聞きました。畑の管理は○さんご本人と○○さんが行っているとのこと。両方の畑とも、夏野菜のトマト、ナス、キュウリ、エダマメ、ブドウ、カキ、ユズ等がありました。できたものは自販機で売っているそうです。また、10年ほど前からまちづくりセンターと協力して、だいこんクラブ、かぶクラブ、じゃがいもクラブ等といった地域の親子と野菜の収穫等を行うイベントをまちづくりセンターが窓口となって行っているそうです。大根の収穫では、地域の親子が来て、大根の種まきをして、うろ抜かせ、収穫体験をしてもらい、ジャガイモの収穫のときは、収穫したジャガイモでカレーをつくり、保存食のアルファ米にかけてみんなで食べているそうで、多いときには100人くらいの親子連れが来るとのことです。近くの保育園ともジャガイモ掘りを行っており、掘った芋はお土産として園児が持ち帰っているとのことでした。なお、畑は良好に管理されておりました。

以上で代読を終わります。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

調査されました高橋敏昭委員、報告をお願いいたします。

○高橋(敏)委員 6月20日に事務局2人と行ってきました。本人は高齢なので、直接仕事はしていません。〇〇さん、〇〇さんと2人で回していました。ハウスが〇棟あって、ユリとトマトが入っています。あと、畑にはキュウリ、ナス、ピーマン、エダマメ、キャベツ、ジャガイモが植えられていました。販売は、庭先とファーマーズマーケットに出しているそうです。肥培管理は良好です。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました苅部委員、よろしくをお願いいたします。

○苅部委員 今のと重複してしまうんですが、6月18日に事務局2名とともに現地を調査いたしました。今回、調査の対象になりました農地の2カ所は、〇〇さん、〇〇さん、外



1名の共有となっており、納税猶予を受けているのは〇〇さん、〇〇さんの2名で、もう1名は納税猶予を受けておりません。今回、〇〇さんに立ち会っていただき、お話をお伺いしました。農業経営は〇〇さんが主に耕作していきまして、今後は息子さんが就農するようなことをおっしゃっていましたので、〇〇さんと息子さんとで今後は耕作していくんだと思われまます。

〇〇の畑は、サトイモ、ジャガイモが定植されておりまして、このジャガイモに関しては、畑の隣が保育園になっていますので、そちらの園児達の芋掘り体験を行っているとのことでした。〇〇の畑は、カブ、ニンジン、ダイコン、ヤーコンが定植されていました。〇〇さんは今回調査した農地のほかにも自宅の近くに生産緑地のみの農地を所有しておりまして、収穫した野菜はそちらの畑で全て直売しているそうです。あと、肥培管理に関しては、少し雑草がありましたが、すぐに綺麗にするということでお約束していただきましたので、大丈夫ではないかと思えます。そのほかは特に問題なく良好でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

○菅沼委員 これは結構離れているけれども、同じ人がやっているんですか。

○荻部委員 同じ人がやっているんです。

○高橋会長 ほかにございますか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

2件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 渡邊武彦委員も今日お休みです。事務局から代読をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から調査結果の代読をさせていただきます。

6月17日月曜日、申請者である〇〇さんにお話を伺いました。1つ目としては、〇〇さんは亡くなる前は畑に出ていたので、主たる従事者と言えます。2つ目として、小作関係はないと聞いています。3つ目として、申請地に係る紛争はないということも聞いております。

以上で代読を終わります。

○高橋会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ありませんか。では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

2件目を説明願います。

○高橋会長 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

なお、本日、田中宏和委員が欠席されておりますので、田中宏和委員が調査された部分も含めて、事務局から〇〇さんの故障に関する状況について報告をさせていただきます。

まず、医師の診断書の内容を報告させていただきます。診断書によりますと、病名は脳梗塞及び一過性脳虚血発作。これらの発症により、左片麻痺、高次脳機能障害により入院、リハビリ加療中のため、農作業の従事は不能であるとのことでございます。

続きまして、6月19日水曜日、ご家族と面談を行った結果を報告させていただきます。申請者ご本人が入院中のため、ご家族にお話を伺いました。田中宏和委員が調査された部分につきましては、1つ目として、病気になる前は畑に出ていたので主たる従事者と言えるということ、2つ目として、小作関係はないということ、3つ目として、近隣との紛争はないということでございます。以降は事務局にて調査した部分になります。病院での日常生活において1人では厳しい状況であるということ。リハビリを行っているものの、退院のめどは立っておらず、医師からは年齢的に回復は難しいと言われており、農業従事は不可能であるとのことでございました。

なお、故障という事由についての根拠について補足説明をさせていただきます。資料No. 3-2の次のページに世田谷区生産緑地買取り申出等取扱要綱の抜粋を添付しておりますので、ご覧いただければと思います。第3条につきましては、買取り申出等の要件について記載されている条文になりますが、今回のケースにつきましては、(3)主たる従事者が次に掲げる障害により農業に従事することができなくなる故障として区長が認定したものを有するに至ったときというところで、ウの神経系統の機能の著しい障害に該当するというところで挙げさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第の5、協議事項に移ります。

(1)の令和元年8月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 お手元の資料No. 5、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、7月29日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

8月の開催日時につきましては、8月28日水曜日午後3時から、会場は同じく区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、この総会日程に決めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、8月の日時については原案のとおりといたします。

次に、(2)の農地利用状況調査の農家への周知についてを協議します。

説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧いただければと思います。

こちらの内容につきましては、来月7月に発行されるせたがや営農だよりに掲載する内容の案でございます。主に農地パトロールの日程について協議をさせていただければというところが本題でございます。掲載する文章につきましては、昨年とほぼ同様の内容になりますが、まず、平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということ、それにより、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されたということ、また、適正に農地が管理されていない場合は、農地法第30条に基づいて必要な指導を実施するということ、その指導により改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地においては税務署に通知され、その結果として期限が確定されることがあることという内容にさせていただいております。

この掲載文の中の農地パトロールの日程についてご協議いただければと思いますが、世田谷区農業委員会におきましては、9月1日(日)から10月20日(日)までを農地パトロールの期間とし、農地の利用状況について調査しますという文章を掲載させていただきたいと思っております。今回の掲載文の内容をご確認いただくとともに、農地パトロールの期間についてご確認いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。なお、農地パトロールのご案内につきましては、来月もしくは再来月の総会の中で詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○高橋(良)委員 先日、特定生産緑地の件で、都市農業課の農業委員会の担当者として、皆さんに説明されたと思うんです。それで、合計4回やって、私は千歳地区で出たんですけども、そのときに、書類的には都市計画課に出すんですけども、最終的に農業委員がその辺の土地のいいかどうかを見に行くということでこの前言っていたような気がするんです。多分どこへ行っても同じような説明をしていたと思うので、それに対して我々と

してどういう対応をとっていくのか。

それから、今、例えば肥培管理が不十分になっている農地が何カ所かあると思うんですけども、そういう土地に対して農業委員会として、いきなり言ってもだめだろうから、事前に少し、余りひどいようだったら何回か文書で通知をして、このままじゃまずいよとかいうような方向を示さないといけないと思うんですけども、その辺、皆さんはどういう考えでいるか。農業委員会としてある程度統一した見解を持って、今回のパトロールを見て、余りひどいようだったら、例えば何人かでまた見に行つてそういう通知を出すとか、文書を出すとか、農業委員会としての方針をとっていかないと、担当者だけに責任を負わせるというのは私としてはよくないと思うので、どういう方向でいくかというのを話した方がいいんじゃないかというのを、さっき会長と話していたんです。皆さんはどういうふうに考えるかということと、今回のパトロールに対してどういう方針でいくかというその辺を決めるというか、話し合った方がいいのかなということなんです。

○高橋会長 ある意味では難しい問題でもあるんです。結局、私どもがだめと言ってしまふと農地がなくなりますから、その辺も難しいんですが、できるだけ特定生産緑地は当然申請していただきたいというのが事務局の気持ちでもある訳です。ただ、先程、高橋良治委員が言われたように、いろいろ問題があることは間違いないので。

この話は、今日いきなり話すか、少し時間を置いて来月にするかの話も浮かんだんですが。

○高橋（良）委員 例えば、農地パトロールをするのが9月1日とか、8月の末に皆さんに書類を配ってお願いしますという話が出ると思うので、遅くとも来月にもう1回そういう話を、皆さんの中で温めてもらったものをして、今すぐというのは当然無理だと思うので、そうすると時間が次の回しかないんですよ。

○高橋会長 そういう高橋良治委員の提案ですので、もしよろしいようでしたら、皆さんで考えてきていただいて、もちろん事務局も勉強していただいて、来月審議、話し合いをしていただければ。その辺いかがでしょうか。

○事務局 特定生産緑地にかかわることですので、当然、都市計画課も関与すべき話だと認識しております。ですので、こういった問題もあるということを改めて都市計画課にもこちらから働きかけて、お互い協力し合いながらやれる方法はないかという形で事務局としても話を進めていきたいと思ひます。

○池亀委員 これは平成4年ときの生産緑地でありますよね。平成4年に生産緑地の申請

をした訳だけれども、そのときは、その申請地について農業委員の方は回ったんですか。あくまで書類だけですか。生産緑地の申請を出して、都市計画課がそれを受けて決定、それとも、申請を出して、その申請が上がったところの地区の農業委員の方が現地へ確認に行行って受理、どちらですか。

○高橋（良）委員 前のときはどうだったんですか。今回に関しては回ってくれるみたいな言い方をしていましたものね。

○池亀委員 平成4年のときに私は農業委員じゃないんだけど、私の畑に来て、生産緑地の申請があったからと農業委員の方が来た記憶はないんですよ。だから、今回も、同じような、要するに書類上でいくんだっただらば、今、高橋良治委員が言われたことは関係ないですからね。

○高橋（良）委員 関係ないということになってしまいますよね。何でもかんでもオーケーということですよ。ただ、それがいいのか悪いのか、問題を抱えているようなところに対してどうするか。それを含めて何でもかんでもオーケーだったらば、別にやる必要はないと思うんです。

○池亀委員 都市計画課とはどういう段取りで考えているんですか。

○事務局 特定生産緑地の指定要件以前に、生産緑地として肥培管理がきちんとなされていることが前提ですので、何でもかんでもいいというふうなルールにはなっていないと思います。ただ、平成4年のことに関しましては、この場では確認をとれないので、また改めて確認させていただきたいと思います。

○高橋会長 それでは、とりあえず来月の総会で審議したいと思いますので、それでよろしいですね。

○山崎（義）委員 ちょっと待って下さい。特定生産緑地に申請するしないは、あれは事前にやらなければいけませんよね。1年前ぐらいにやらないと間に合いませんよという説明だったじゃないですか。ということは、もう数年前から私はこの畑を特定に申請するかどうかというのは本人が決めることなんですよ。自分がどうなるかによっては、特定にしないと判断しなければいけないから、事前に、今度のパトロールのときに何か言うというような状態にはならないんじゃないですか。できないんじゃないんですか。

○高橋（良）委員 例えば納税猶予を受けているところで問題になっている土地なんかもある訳ですよ。何回か言っているんだけど全然直っていないというような農地も実際にはあるんです。そういうところに対して、いきなりだめだとかそういう話じゃなくて、

もうちょっとちゃんと管理して下さいねというのを何回か引き続き言わないとまずいんじゃないかなと。

○山崎（義）委員 でも、納税猶予を受けた土地でそんなにひどいのがありますか。

○高橋（良）委員 あるんです。

○高橋会長 その辺も含めて、来月にいかがでしょう。

○山崎（義）委員 でも、それを議論しても、本人がどうするかと今迷っている訳です。特定にするかしないかという人もいる。

○高橋（良）委員 でも、するのであれば、ちゃんとやって下さいねというか。

○山崎（義）委員 納税猶予を受けていたらだめなんだ。自動的に特定を出さなければいけない。

○高橋（良）委員 本来、今やらなくてはいけないですよ。

○池亀委員 ただ、今言った事案だと、今受けている納税猶予制度というのは特定とは関係ないから、生産緑地制度のときに受けているから、この次ができなくなりますよという話であって。

○高橋会長 その次は納税猶予を受けられないです。

○池亀委員 ここで今来ているものが特定が出てきたって別に関係ないですよ。

○高橋（良）委員 だから、本来分けなくてはいけないんだけど、引き続きで来ていて今ちゃんと管理していない状態で、それがいいのか悪いのかという話になっているんです。

○池亀委員 それは生産緑地からの話の引きずりであって、今の特定生産緑地の話ではないから。

○高橋（良）委員 違うのもあるんだけど、ただ、連続しているには連続しているんです。

○池亀委員 いや、連続していないですよ。連続するのは、この次の相続のときに関係してくるだけであって、今その方が受けた分に関しては、特定に乗ろうと乗るまいと、前のときの生産緑地法で納税猶予を受けている訳だから、それとはリンクしないと思いますよ。

○高橋（良）委員 そうしたら、今の段階のをもうちょっとちゃんとやって下さいという話をもうちょっとしていかなければいけないと思うんです。

○池亀委員 そういうことですね。それを理由に特定生産を受けないという言い方は、私らはできないと思う。

○山崎（義）委員 納税猶予を受けていたら、自動的に特定を出さざるを得ないでしょう。

○高橋会長 それは個人の考え方で、俺は嫌だと言ったらそれまでなんです。

○山崎（義）委員 そうじゃないでしょう。納税猶予は自動的に特定を出さなければならなくなってしまうている。

○高橋会長 納税猶予は受けていても出さなくていいんです。ただ、そうなると納税猶予が続かないだけ。

○池亀委員 出さないと、この次の相続のときに納税猶予が受けられないだけ。

○山崎（義）委員 勘違いしていました。納税猶予のものは特定を出さざるを得ない状態で、出すのかなと思った。

○高橋会長 いろんな人がいまして、納税猶予を受けていると、俺はもう特定はやらなくて大丈夫なんだという人もいる訳ですよ。それは間違っているんですけども。

○山崎（義）委員 納税猶予ですと受けたものを特定に出さないということはできないんでしょう。

○高橋会長 出さなくていいんです。

○山崎（義）委員 出さなかったらどうなるんですか。

○高橋会長 次の世代の人は納税猶予を受けられないんです。

○池亀委員 お子さんが納税猶予にできない。

○山崎（義）委員 それだけなんですか。

○高橋会長 はい。

○池亀委員 今の生産緑地のままで特定に乗らないと、要するにその農地は1代限りの農地ですよみたいな解釈の仕方ですよ。特定に乗っていれば、その次の子どもたちがこの納税猶予を受けたいと言えば乗れるけれども、乗っていないと、そのときにその選択肢はないんですよ。

○高橋（良）委員 税法上は5年後に完全に宅地になってしまうんです。

○上野委員 私は勉強不足かもしれませんが、確か、今のものを継続させないと、持ち主が生存していたとき、例えばうちの母の場合ですと、父から受けたときに納税猶予を使っています。そこで確定すると確か差額が、税務署から、確定しましたね、では払って下さい、何千万って来るって聞いたから、特定生産緑地はとにかく譲り受けた持ち主が継続しない訳にはいかないなと私は思っていたんですけども、これは違っていたんですか。納税猶予というのは、あくまでも待つてあげますよです。おまけなんかしない。今大



騒ぎになっているのは、確定すれば、では何々さん、何年か前にお父さんからいただいたこの分の差額分の8000万円、今いただきますよと。だから、農地を受けている方が生きて以上は、とりあえずこれは乗っておかないと、何年か前の持ち主が先代からいただいたときの差額分というのが来てしまうと思っていたんですけども、違うんですか。だから今、この特定生産緑地というのは大騒ぎになっている、特に納税猶予を受けている方は大騒ぎしているのかなと思っていたんですけども。

○池亀委員 平成4年に申請した人が34年に切れたときに、34年が切れたからそれが確定事由かということですよ。私は確定事由じゃないと思いますよ。

○高橋会長 私もそうじゃないと思います。

○池亀委員 パンプや何かのあれを見ると。

○上野委員 勘違いしていました。では、確定ではないんですね。

○高橋会長 確定じゃないんですけども、やっぱり特定生産緑地に乗らないと、次の人がだめということですね。

○山崎（義）委員 それは生産緑地の話でしょう。生産緑地と今言われているもので、納税猶予を受けているもの。

○池亀委員 それはパンフレットに載っていますよね。

○上野委員 てっきり、特定に乗せていないと、例えば受けた人のその差額分を、これは終わりました、期限が確定しました、では差額をどうぞというふうだと思っていたんですけども、違うんですか。

○高橋会長 そんなことはないはずですよ。

○上野委員 そのままそれを継続するから、納税猶予を受けた方が生きていた間はそのまま待ちますよとなるのかなと。

○高橋会長 ご本人のお子さんがその納税猶予に乗れないということです。

○上野委員 では、本人は関係ないんですね。

○高橋会長 生産緑地じゃなくなりますからね。

○上野委員 勘違いしていました。てっきり、切れたときに継続しておかないと、その差額分を請求されるのかなと思っていたんですけども、違うんですね。

○山崎（義）委員 それを今言っている訳です。高橋良治さんは、納税猶予を受けた土地なのに荒れ放題になっている人に対して農業委員会としては何かしなければだめですよ、ちゃんとそういうルールを決めましょうということです。

○高橋会長 どうしようかという話なんです。悪いことを言うと、特定生産緑地に乗せな  
いようにしようとか、あるいは、一生懸命説得して、ちゃんと耕作するように。本来、生  
産緑地はほっておくと、皆さんに一生懸命説得していただいて、だめだと私も行ったり、  
もちろん事務局は当然行きますけれども、いろんな説得もし、通知も出し、それを何回も  
やるんです。もう何回も行きましたから。不思議と、何回か行っている内にきれいになっ  
ていく人もいます。

○山崎（義）委員 高橋良治委員が言っているのは、納税猶予の土地なのに荒れ放題にな  
っているよ、それが次の農業委員会で何らかをサジェスションしなければいけない、ルー  
ルを決めるということですね。

○高橋（良）委員 最初は特定生産緑地にひっかけてと思ったんですけれども、延長で、  
権利はあるんだからそれは別に考えなくてはいけないのかなと思うんですけれども、現時  
点でだめだったらそれに対してやっていかなくてはいけないのかなと思うんです。実際、  
そういうのがあって、前に池亀委員がやったのも何かありましたよね。

○池亀委員 ありました。会長にも一緒に行っていました。

○高橋会長 大分きれいになった。

○池亀委員 何回も行っ、その間、周りの家から年中区に連絡が来てしまうので、年に  
3回4回、事務局は動いて、行っていたんだけど、生産緑地になっているので、その  
間の1回2回を私と一緒に行って、その都度言ったんです。いつだかの報告で、多少きれい  
になりました。

○高橋会長 随分きれいになったという話を聞いていますけれども、ひどかったですよ。

○高橋（良）委員 本来、今の時点でちゃんとなっていないといけないんだから、それ  
をもうちょっとやってもらうような方向でいって。

○池亀委員 ただ、先程言ったように、生産緑地のときに農業委員の方が来たという記憶  
が私はないもので、平成4年のときの話だから、そのときがどういうやり方をやったのか  
今お聞きしたんだけど、今回の特定生産緑地のときにも、やはり申請だけで、書類上  
だけで受ける形なのか、それともその一件一件を全部、都市計画課がチェックするか、区  
がチェックするか、農業委員がチェックするか、それとも、書類で申請があれば全部通る  
形なのかをお聞きしたい。

○高橋（良）委員 でも、あのとき言っていたのは、都市計画課の方は農業委員がいるで  
しょうみたいな言い方をしていたじゃないですか。だから、そこのところはちょっとひっ

かかったんです。

○菅沼委員 最初の勢いだと都市計画課が全部チェックするみたいなことを言っていたけれども、本当に分かるのかと言ったら、いや、そこは分かりませんみたいな。

○高橋（良）委員 そこまで全部やらないと思いますよ。農地をチェックするかといったら、都市計画課はやらないでしょう。

○事務局 特定生産緑地に指定するかしないかというのは、農業委員会で決めるというよりは区の方で決めるということなので、最終的な判断は区なんですけれども、農地のことについては、やはり都市計画課としても、農業委員会の事務局としても、区の職員として専門家ではないので分からないという部分もありますというところで、今、現時点でも肥培管理基準とかであると思うんですよ。農地パトロールでご覧いただいている中で、ここは荒れている荒れていないとかというのがありますから、そういったものがもう既に今おっしゃられたように分かっているところとかで、例えばそういう荒れている土地があったときに、それを特定に乗せてもいいんですかと。生産緑地であるけれども、生産性がないとか作物を作っていないところに乗せていいのかなという疑問点が区の中でも今あるところなので、そういったところを、特定生産緑地移行に絡めて、農業委員会からも、このままじゃ乗せられない可能性がありますよというのを、農家さんの立場に立って、そういったことをやった方がいいんじゃないですかというご意見だと思うんです。

ただ、それが必要なかどうかとか、それは日々の管理の問題でしょうという話で、あえて農地パトロールのところに入れなくてもいいのかどうかは皆さんの方でご審議いただいてもよろしいのかなというところなんです。だから、全件を回る訳ではないということです。

○池亀委員 さっきからしつこいようだけれども、その入り口のところなのに決まっていないんですか。

○事務局 基本的に、肥培管理基準という現時点であるものに照らして全部を回るという考えは、今のところはないです。問題ないところというのは日々の農地パトロールとかで分かっていますので、例えば筆の全部を、今、生産緑地になっているところを特定に乗せますというのであれば問題ないんだなというところなので、それを改めて見る必要ないのかなと思っています。肥培管理がきちんとできていないところについては、肥培管理基準と照らし合わせて、これは都市計画課と事務局と、あとは場合によって農業委員にもご協力いただいて、見に行つて、段階を踏んで、もしこのままでは乗せられないという判断になれば、今やっている日々の肥培管理と同じような形で注意して促していくというのは、

案としてあります。

○池亀委員 ただ、私どもは、個々の人たちが特定に乗せたか乗せないか、一部を入れたか入れないかというのは分からないですよ。

○高橋（良）委員 まだこれからですよ。

○事務局 それは事務局でも、申請が来ない限りは分からないので。

○池亀委員 だから、その申請が来た時点でその対応をどういうふうにするというのが決まっていなんでしょうかと先程から聞いているんです。

○菅沼委員 おまけに時間はない。

○池亀委員 申請が来ていないからどうのこうのじゃなくて、間違いなく申請は来るんだから、1件が100件か分からないけれども、それが来た時点のときに、事務局の判断で、この土地が出ました、特定生産緑地のあれですというやり方をするのか、その出たものを全部、農業委員さん、ここが出ましたので見に行ってくださいというやり方なのか、それをお聞きしているんです。

○事務局 農業委員さんに関して、全件を見ていただくという想定ではないです。

○池亀委員 全体じゃないということは、今まで1反生産緑地だったものが、5畝の特定に乗った、そういう事案は見に行ってもらおうということですか。

○事務局 肥培管理ができていないともう分かっている事案をご協力いただくという想定でいます。

○池亀委員 そうすると、どれが出てきたというのは私らは分からない訳だから、それは全部流してくれるということですか。勝手に事務局だけで判断をしてやるということですか。

○事務局 勝手に判断してやるというのは。

○池亀委員 例えば私が持っているところだと、40件ぐらいあるのかな。その40件の内にどれが特定に乗ったか乗らないかというのは、私の方には分からないですよ。その申請者が都市計画課に書類を出すだけの話だから。この40件の内に10件出たのか30件出たのか、それが一部なのか一部じゃないのか。その情報というのは、事務局と向こうの都市計画課しか持っていないんだから、書類が出たものを私らのところには……。

○高橋（良）委員 だから、流さないと分からないよね。

○事務局 そうですね。

○高橋（良）委員 それともう1つ、今言ったように、全部を同じように切りかえればい

いんだけれども、一部だけやるという場合は全部見に行かないと分からないですよ。

○菅沼委員 所管は都市計画課でしょう。

○事務局 改めての説明となりますが、特定の申請があった全ての生産緑地の現況調査を行うということはないです。というのは、そもそも特定生産緑地に乗るところは生産緑地が前提なので、基本的に肥培管理はきちんとされていると推測されることから、全件調査するという事はないです。農業委員と一緒に現地調査に行ってもらうところは、今のところ、都市計画課と話している中では、やはり肥培管理がきちんとされていないところ。そういうところから申請が出てきたら、出てきた段階で、農業委員に情報提供させていただき、一緒に調査に行き、所有者等に今後もきちんと営農していけるかどうかなどのヒアリング及び指導を行ってもらいます。特定生産緑地として認めるかどうかの最終的な決定は区になるので、そのヒアリング状況等を加味して決定されることとなります。

筆の一部という場合の申請に関しては、都市計画課と都市農業課だけで対応させていただきたいと考えております。というのは、区域だけの話なので、そこは農業委員として立ち会う必要はないと考えています。

○池亀委員 そうすると、今回の特定生産緑地に関しては、農業委員としては余りタッチしなくていいということですね。

○事務局 そうということになります。

○池亀委員 そうすると、肥培管理がしっかりしていないという情報は農業委員会で持っているから、その書類が出てきたときは農業委員にお話しするという事によろしいですか。

○事務局 そうということになります。

○池亀委員 その流れじゃないと、農業委員の方とすれば、どの書類が出てくるか分からない訳だから、その中にちゃんとした人もいるし、肥培管理が悪い人もいるけれども、その情報は持っていない訳だから、それは事務局で判断をしてもらわなければ分からない話ですよ。

○高橋会長 事務局は大体把握できているんですか。

○事務局 継続案件として把握しているところはあります。

○高橋会長 ここは肥培管理がちょっと滞っているとかという情報も結構入っている訳ですか。

○事務局 そういったところから申請が出てきたときは、場合によっては、その管轄の農

業委員を含めて、まずは現地を調査して、ヒアリングをさせていただいて、特定になり得るかどうか、今後やっていけるかどうかというのをそこで調査させていただきたいと考えているところです。

○高橋会長 ということは、大変でしょうけれども、今回の農地パトロールはしっかりやっていただくしかないということかな。

○高橋（良）委員 それなりに情報は上げて、事務局の方で管理してもらわなければいけない。

○高橋会長 事務局の方で管理してもらおうとか、いろいろ告知してもらおうとか。

○池亀委員 ただ、活動記録カードを書いている訳だから。

○高橋（良）委員 農地パトロールの結果ですね。

○池亀委員 農地パトロールの結果の個票を提出している訳だから、その中で、高橋良治委員がおっしゃったように、これはだめというのはそういうふうには書いているんでしょう。それで判断をしてもらうことになりますね。

○高橋（良）委員 今言ったように、例えば分筆するような場合は事務局でやってくれるというのは初めて聞いた訳ですよ。そういう情報も何も分からない状況なので、こっちは肥培管理ができていくかという農地パトロールの段階しかないもので、そういうのがもうちょっと皆さんにも言えるのであれば、分かってもらった方がみんな不安材料が少しずつなくなっていくと思うんです。

○事務局 都市計画課の同席のもと、農業委員会総会の場で、改めて周知させていただきます。

○高橋（良）委員 その辺はみんなのいるところで言ってもらって。我々の立場は微妙でよく分からない。

○事務局 情報提供に努めさせていただきたいと思います。

○高橋会長 そんなところで、また何かありましたら来月の総会でご提案いただければと思います。

では、6の報告事項をお願いいたします。

○事務局 では、(1)から(6)について事務局から報告させていただきます。

お手元の資料No.7をご覧くださいと思います。区内地区農業委員研修会の開催についてのご案内でございます。

毎年この時期に23区内の農業委員さんを対象とした東京都農業会議主催の研修会を各区

持ち回りで開催しております。今回につきましては葛飾区が担当でございます。日程は7月31日（水）の午後、場所は葛飾区亀有地区センターホール、リリオ館7階です。内容としましては、お配りした資料の3にありますとおりです。ぜひ皆様、ご都合のつく限りご出席をいただきたいと思います。出席につきましては、農業委員の研修ですので、基本的に全員出席でお願いしたいと思いますが、既に予定が入っている場合等、強制ではございませんので、できる限りのご出席ということでご理解をいただきたいと思います。ご欠席の方につきましては、人数の取りまとめの関係上、7月17日（水）までに事務局にご連絡をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、資料No. 8に移らせていただきます。こちらは東京都指導農業士募集のご案内のリーフレットで、東京都産業労働局で行う事業となります。

まず、東京都指導農業士とはどのような制度かと申しますと、農業技術や経営管理能力にすぐれた東京の農業者であり、農業の担い手に対する指導活動等により東京農業の発展に資する農業者に対し都知事が認定するものであり、平成28年度から創設された事業でございます。現在、東京都下を中心に81人の指導農業士が認定されておりますが、世田谷区にはまだお一人もいらっしゃらないというところでございます。指導農業士と認定された後につきましては、東京農業の振興に関する活動、女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくり、担い手への指導を行うこととなります。担い手への指導では、これから農業を始めようとする方に対する農業体験研修や、経験の浅い農業者に対する農業技術研修を行うこととなります。また、地域の農業者に対する農業経営に関するアドバイスも行っております。指導農業士になるための流れや要件につきましては、見開きの左ページに具体的な記載がございます。ご本人から申請があった場合は、農業委員会総会での協議を経た上で、農業振興事務所への推薦が必要となることから、本日、この制度並びに資料の提供をさせていただいたところでございます。なお、そのほかの部分につきましては、こちらの資料のとおりでございますので、後程ご確認いただければと思います。

続きまして、資料No. 9に移らせていただきます。今月の9日（日）に開催されました第66回世田谷区夏季農産物品評会の特別賞入賞者のご報告でございます。

出品点数につきましては、529点の出品がございました。ご出品いただきました農業委員の皆様、このたびもご協力いただきましてありがとうございました。その中で、世田谷区農業委員会会長賞につきましては、橋本洋子さんが受賞されました。また、農業委員の皆様におかれましては、田中光男委員が昨年に引き続きまして区民賞を受賞されましたこと

をご報告いたします。受賞された皆様につきましては、8月20日（火）に区役所第3庁舎  
ブライトホールにて開催されます表彰式にて表彰されることになっております。農業委員  
会会長賞につきましては、高橋会長から授与いただくことになっておりますので、よろし  
くお願いいたします。また、11月にも花展覧会、農業祭が開催される予定でございます。  
農業委員の皆様におかれましては、引き続きのご出品にご協力をお願いいたします。

続きまして、資料No. 10に移らせていただきます。ふれあい農園の開催について、3件の  
ご案内でございます。

まず、1件目が「ブルーベリーつみとり」の開催についてでございます。農園につつま  
しては、給田にあります宍戸農園ほか4園にて開催されます。開園日時、料金、販売方法  
等につきましてはご覧のとおりです。周知方法につきましては、7月1日発行の「区のお  
しらせ」及び世田谷区ホームページにて周知させていただきます。

2件目は、「えだまめの収穫」の開催についてでございます。裏面でございます。こちら  
は、岡本にあります榎本農園ほか3園で開催されます。所在地、開園日時、料金、販売方  
法等につきましてはご覧のとおりです。周知方法につきましては、先程と同様、7月1日  
発行の「区のおしらせ」及び区のホームページでご紹介させていただきます。

3件目は、「トウモロコシのもぎとり」の開催についてでございます。こちらは、中町に  
あります鈴木農園にて開催されます。周知方法につきましては、こちらは7月15日発行の  
「区のおしらせ」及び区のホームページにてご紹介させていただきます。

続きまして、資料No. 11に移らせていただきます。東京アグリマネジメントスクールニュ  
ーヨーク近郊農業事情視察の実施についてでございます。

こちらは、東京都農業経営者クラブが開催している事業でございます。東京都農業会議  
に事務所を置く東京都農業経営者クラブにおいて、大都市住民のニーズに応える都市農業  
事情の視察旅行を添付の資料のとおり開催することとしたというご案内でございます。皆  
様の中でもし参加されたいという方がいらっしゃいましたら、7月26日（金）までに東京  
都農業会議へ直接お申し込みいただきますようお願いいたします。

続きまして、本日事務局に届いたばかりの資料で、資料ナンバーを振っていませんが恐縮  
ですが、東京都主催、都市農地の保全・活用セミナーのご案内をさせていただきます。

こちらにつきましては、農業者や農業関係団体、農業行政に従事する職員等を対象に、  
新たな都市農地制度を活用したさまざまな事例を紹介し、今後の都市農地の保全・活用  
に向けた実務的な制度運用と具体的な課題解決の方策を学んでいただく場とするということ



を目的とし、新たな都市農地制度の活用事例について紹介いただくセミナーとなっております。開催日につきましては、7月22日（月）、午後1時から4時、J A東京南新宿ビルが会場となります。1つの農業委員会当たり2名程度の出席ができますので、皆様の中でご希望の方がいらっしゃいましたら、取りまとめの都合上、7月5日（金）までに事務局までご連絡いただければと思います。

続きまして、資料No.12に移らせていただきます。両面の資料で6ページございます。こちらが都内産農畜産物の放射性物質検査結果でございます。今回につきましては、5月23日、30日、6月6日、13日、20日の検査結果でございます。

資料の2ページ目、5月30日の報告の検査結果につきまして、世田谷区内の農家ということでキャベツのご報告がありますけれども、問題はありませんでした。その日以外の報告には世田谷の農産物は含まれていないことを情報提供させていただきます。

駆け足になりましたが、事務局からは以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

○高橋（良）委員 最後の放射能のやつで、八王子でセシウムが9というのは、NDじゃないんですけれども、これはいまだに出ているということなんですか。

○事務局 結果として、検出されたということですので。基準値としては、セシウムの134と137の合計で100ベクレルなので、それよりはずっと低い値ということですよ。

○高橋（良）委員 では、食べても大丈夫だという結論なんですか。

○事務局 基準以下という結論なので、そういうことだと思います。

○高橋（良）委員 分かりました。

○高橋会長 ほかにございませんか。では、以上で報告事項は終了いたします。

○高橋会長 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

そのほか全般的な事項について質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。

宍戸会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

（会長職務代理者あいさつ）

午後4時50分閉会